

平成 18 年 7 月 3 日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「投資信託約款規程集」の変更について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也）は、平成 18 年 7 月 18 日（火）をもって旧三菱信託銀行と旧UFJ信託銀行で並存していた投資信託の窓口販売にかかるシステムを統合しますが、これに伴い、それぞれの投資信託約款規程集につきましても同日付をもって以下のとおり変更し統一することといたしますので、ご案内申し上げます。

なお、変更後の投資信託約款規程集は旧UFJ信託銀行のものをベースとしており、旧三菱信託銀行の店舗で投資信託のお取引を頂戴しているお客さまには当該投資信託約款規程集を 6 月末基準の取引残高報告書の発送時に同封のうえ、お送りさせていただきます。また、旧UFJ信託銀行の店舗でお取引を頂戴しているお客さまにもご希望の場合は店頭にて差し上げますので、最寄りの店舗にてお気軽にお申し付けください。

追って、今回の投資信託約款規程集の変更により、お客さまの従来の権利に制限が加わることはありませんので、念のため申し添えます。

以 上

投資信託約款規程集

投資信託受益証券等に関する取引規程

定期定額購入取引規程

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)
自動けいぞく(累積)投資規程

中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資規程

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

自動けいぞく(累積)投資規程



三菱UFJ信託銀行

投資信託受益証券等に関する取引規程

第1章 取 引

第1条（規程の趣旨）

この規程は、投資信託受益証券等に関する取引（取扱を含む。以下同じ。）について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（利用可能取引）

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益証券等に関する次に掲げる取引（以下「利用可能取引」といいます。）をご利用いただけます。

第2章に定める保護預り取引

第3章に定める振込先指定方式による取扱い

第4章に定める取引残高報告書方式による取扱い

当社が別に取扱を定める累積投資取引（定期引出契約の締結を含む）

第3条（申込方法等）

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名捺印し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が利用可能取引を申し込んだ場合、前条第1号の取引および前条第2号の取引を必ず申し込むものとします。
- (2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、氏名等を届出ていただきます。

第2章 保護預り

第4条（保護預り証券の範囲）

この保護預りでは、証券取引法第2条第1項第7号及び同第7号の2に規定する次に掲げる証券（これらの証券を総称して「投資信託受益証券等」といいます。）のうち当社で取得されたものについてお預りします。ただし、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります（以下、本章の規定に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。）。

投資信託の受益証券

投資証券

第5条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は保護預り証券について証券取引法第65条の2第5項で準用する同法第47条に定める顧客資産の分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。

保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとしします。なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとしします。

前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

当社は、保護預り証券を当社名義をもって銀行、信託銀行、証券会社又はその他の金融機関に再寄託することがあります。

第6条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること新たに投資信託受益証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第7条（保護預り口座の設定）

投資信託受益証券等については、当社に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当社所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。

第8条（手数料）

- (1) この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、別紙記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年3月の当社所定の日に、お客様が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとしします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還（清算を含みます。以下同じ。）された場合は、

解約日又は償還日（清算日を含みます。）の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

- (4) 当社は、お客様が指定した預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第11条より当社が受取る保護預り証券の償還金、分配金（配当金を含みます。以下同じ。）又は解約・買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第9条（返還）

- (1) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還のご請求の際にお客様が当社所定の請求書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引取りください。
- (2) 当社所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規程により当社がお預りしているものとします。

第10条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の手続をまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

当社に保護預り証券の解約又は買取りを請求される場合
当社が第11条により保護預り証券の償還金を受け取る場合

保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第11条（償還金等の受入れ等）

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当社がこれを受け取りお客様が指定した預金口座に入金します。

第12条（連絡事項）

- (1) 当社は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達し

なかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第14条（公示催告等の調査）

当社は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

第3章 振込先指定方式

第15条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての保護預り証券に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む方式をいいます。

第16条（指定預金口座の取扱）

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

第17条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出いただきます。

第4章 取引残高報告書方式

第18条（取引残高報告書方式）

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

第19条（取引残高報告書の取扱い・定期交付）

- (1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合（お取引がないときは当社所定の時期）に、当該投資信託受益証券等にかかる取引明細および保護預り残高を記載した取引残高報告書を3か月毎（3月・6月・9月・12月）に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。
- (2) お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明

細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。

- (3) 取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱うことができるものとします。

第20条（都度交付）

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、当社所定の書類によりお申し出ください。

第5章 雑 則

第21条（契約期間等）

- (1) 保護預り契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) 保護預り契約は、お客様又は当社から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第22条（届出事項の変更）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- (4) 成年後見制度に関する届出については、以下の各号の規定に従うものとします。

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。

前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合

にも同様にお届けください。

前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第23条（解約等）

- (1) 保護預り契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当社所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第21条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当社所定の期間については、保護預り契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規程により当社がお預りしているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第21条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - お客様が手数料を支払わないとき
 - お客様について相続の開始があったとき
 - お客様等がこの規程に違反したとき
 - お客様が第26条に定めるこの規程の変更に同意しないとき
 - やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (5) 前項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第8条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (6) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第8条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第8条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第24条（譲渡、質入れの禁止）

保護預り契約によるお客様の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第25条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

第22条第1項による届出の前に生じた損害

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害

災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害

前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は第11条による償還金等のお客様が指定した預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

第13条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第26条（規程の変更）

この規程は法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

（別紙）

第8条第1項の保護預りの手数料は無料とします。

以上

定期定額購入取引規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、毎月お客様が指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「指定金額」といいます。）を、引落指定口座から引落し、お客様が指定する自動けいぞく（累積）投資銘柄の投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）を取得する取引に関する取り決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称『＜三菱UFJ信託＞の「とうしんつみたて」（投資信託積立サービス）』）と呼びます。

第2条（取得代金等の引落）

- (1) 引落指定口座とは、投資信託受益証券等に関する取引規程第3章に定めるお客様の指定預金口座とします。
- (2) 定期定額購入取引を申し込まれる場合は、指定金額は1万円以上1,000円単位の金額とし、指定金額はお客様の指定預金口座からの預金の引落しによりお支払いいただきます。
- (3) 前項の預金の引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻し請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。
- (4) 指定金額の引落の結果、お客様の引落口座が貸越になる場合は、引落は行いません。
- (5) 同一日に定期定額購入取引により複数銘柄の引落を行う場合、当該銘柄の指定金額の合計額の引落ができないときは、すべての銘柄について引落を行いません。

上記(4)、(5)の場合および引落指定口座の残高不足等の理由で指定金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様への通知は特にいたしません。

第3条（取得方法、時期および引落金額）

- (1) 引落指定日が当社の休業日に当る場合は翌営業日に引き落とします。
- (2) 引落日においてお客様の指定預金口座からの指定金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当社がお預りし、ただちに累積投資約款の定めに従い当該銘柄の受益証券の取得を行います。ただし指定預金口座の残高が引落日において指定金額に満たないときは、指定金額の引落は不成立となり、当該振込日の属する月における受益証券の取得は行われないものとします。
- (3) 引落指定日が当該銘柄の取得申込の受付を行わない日である場合は、当該日以降で当該銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。

- (4) 指定金額には、当該累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

第4条（申込事項の変更・解約、成年後見人等に関する届出等による取引の休止）

- (1) お客様は、引落日の2営業日前までに所定の手続によって当社に申し出ることにより、定期定額購入取引の契約内容の変更・解約を行うことが出来ます。
- (2) 当社が本取引を営むことが出来なくなった場合、当社は本取引を休止または解約いたします。
- (3) お客様から成年後見制度に関する届出が当社に行われた場合、およびお客様に相続の開始があったことを当社が知った場合は、当社は速やかに以降のお客様の定期定額購入取引を休止いたします。

第5条（この規程の変更）

この規程は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに改定されることがあります。

以上

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく(累積)投資規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、お客様(以下「申込者」といいます。)と、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、野村アセット・マネジメント株式会社の発行する野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益証券(以下「野村MMF」といいます。)の累積投資に関するとりきめです。当社は、この規程に従って野村MMFの累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店(以下「取引店」といいます。)に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときで、野村MMFの第1回目の払込みが行われた場合には、申込者からのお申し出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちに野村MMF自動けいぞく投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。
- (3) 第1項に基づき口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第3条(金銭の払込)

申込者は、野村MMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき10万円以上1円の整数倍の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払込むことができます。

第4条(取得の時期および価額)

- (1) 当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、この時間を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受入れるものについては申込日の翌営業日に、野村MMFを申込者に代って取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取引店内で確認されたものに限り、

- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)および(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代って取得します。
- (4) 取得された野村MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(保管)

- (1) この契約によって取得された野村MMFは、全て当社において、他の申込者の野村MMFと混蔵して大券にて保管します。この場合においては、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 当社で保管している野村MMFに対し、寄託された野村MMFの額に応じて共有権を取得すること
 - ② 新たに野村MMFを寄託するときまたは寄託された野村MMFを返還するときは、その野村MMFの寄託または返還については、野村MMFを寄託している他の申込者と協議を要しないこと
- (2) 当社は、当該保管にかかる野村MMFにつき、保管料を申し受けることがあります

第6条(果実の再投資)

- (1) 前条の保管にかかる野村MMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って、当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、野村MMFを申込者に代って取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代って取得します。

第7条(返還)

- (1) 申込者は、自己の所有する野村MMFまたは果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求に

かかる野村MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、受渡日が取得日から30日以内の場合は、野村アセット・マネジメント株式会社に代わり、野村MMF 1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき
 - ② 当社が野村MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 野村MMFが償還されたとき
- (2) 当社は引続き3か月をこえて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の野村MMFおよび果実を第7条に準じて申込者に返還いたします。

第9条（申込事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見制度に関する届出については、以下の名号の規定に従うものとします。

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。

前3号の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

前4号の届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
- 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく野村MMFまたは果実を返還した場合
所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく野村MMFまたは果実を返還しなかった場合
天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく野村MMFの取得、もしくは、野村MMFまたは果実の返還が遅延した場合
- (3) この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以上

中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、お客様(以下「申込者」といいます。)と三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、三菱UFJ投信株式会社の発行する中期国債ファンド受益証券(以下「中期国債ファンド」といいます。)の累積投資に関するとりきめです。当社は、この規程に従って中期国債ファンドの累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店(以下「取引店」といいます。)に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときで、中期国債ファンドの第1回目の払込みが行われた場合には、申込者からのお申し出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちに中期国債ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。
- (3) 第1項に基づき口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第3条(金銭の払込)

申込者は、中期国債ファンドの取得にあてるため、1回の払込みにつき10万円以上1円の整数倍の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができます。

第4条(取得の時期および価額)

- (1) 当社は申込者から取得の申込みのあったとき、遅滞なく中期国債ファンドの取得を行います。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 取得された中期国債ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(保管)

- (1) この契約によって取得された中期国債ファンドは、全て

当社において、他の申込者の中期国債ファンドと混蔵して大券にて保管します。この場合においては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- 当社で保管している中期国債ファンドに対し、寄託された中期国債ファンドの額に応じて共有権を取得すること
新たに中期国債ファンドを寄託するときまたは寄託された中期国債ファンドを返還するときは、その中期国債ファンドの寄託または返還については、中期国債ファンドを寄託している他の申込者と協議を要しないこと
- (2) 当社は、当該保管にかかる中期国債ファンドにつき、保管料を申し受けることがあります。

第6条(果実の再投資)

前条の保管にかかる中期国債ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合には、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って、当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、中期国債ファンドを申込者に代って取得します。

第7条(返還)

- (1) 申込者は、自己の所有する中期国債ファンドまたは果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる中期国債ファンドについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます。)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、受渡日が取得日から30日以内の場合は、三菱UFJ投信株式会社に代わり、中期国債ファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
申込者から解約の申し出があったとき
当社が中期国債ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき
中期国債ファンドが償還されたとき
- (2) 当社は引続き3か月をこえて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の中期国債ファンドおよび果実を第7条に準じて申込者に返

還いたします。

第9条（申込事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見制度に関する届出については、以下の各号の規定に従うものとします。

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。

前3号の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

前4号の届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還した場合

所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還しなかった場合

天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく中期国債ファンドの取得、もしくは、中期国債ファンドまたは果実の返還が遅延した場合

- (3) この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規程もしくは契約の定めによるものとします。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が当社に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収の選択を取りやめたい旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

第3条（特定保管勘定における保管の委託）

当社は、特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。）を受入れます。

特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上

場株式等

当社以外の証券業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

当社が行う上場株式等の募集（証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得した上場株式等

お客様が、相続（限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の証券業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等を、移管又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録による方法で、当社の当該お客様の特定口座に受入れる上場株式等

お客様が、特定口座内保管上場株式等について生じた次に掲げる事由により所得した上場株式等であって、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法で行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入れが認められているもの

- イ 株式の分割又は併合
- ロ 法人の合併
- ハ 法人の分割
- ニ 株式交換等
- ホ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して商法第220条の6第1項（同法第221条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行われる端株若しくは一単元の株式に満たない数の株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書等の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

第12条（緊急投資促進税制との関係）

特定口座源泉徴収選択届出書を提出したお客様は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、租税特別措置法第37条の14の2（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の適用は受けられません。

第13条（地方税に関する事項）

当社は、お客様から租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の51の規程に基づき株式等譲渡所得割を特別徴収いたします。

第14条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第15条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第16条（特定口座を通じた取引）

当社に特定口座をご開設いただいた場合、お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第17条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第18条（約款の変更）

当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更に同意いただいたものとします。

2 前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告に代えることができるものとします。

以上

自動けいぞく(累積)投資規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、証券投資信託受益証券（以下「投信」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この規程に従って投信の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（申込方法）

- （1）お客様は、所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって各銘柄ごとに契約（以下「当該契約」といいます。）を申し込むものといたします。
- （2）前項の契約が締結されたときは、当社は直ちに各銘柄ごとに累積投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に提出されている印影をもって、当社への届出印といたします。
- （3）第2項に基づき、口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第3条（金銭の払込）

お客様は、前条により設定された累積投資口座にかかる銘柄の投信（以下「当該投信」といいます。）を取得するため、1回の払込につき10万円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条（取得の時期および価額）

- （1）当社は、お客様から当該投信取得の申込みのあったときは、当該投信の目論見書の定めに基づき遅滞なく当該投信の取得を行います。ただし、当該投信の目論見書において取得申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。
- （2）前項の取得価額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。なお、当社は当該投資信託の目論見書に定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。
- （3）取得された当該投信の所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、その取得があった日からお客様に帰属するものといたします。

第5条（保管）

- （1）この契約によって取得された当該投信は、他のお客様の

当該投信と混蔵して大券にて保管いたします。
この場合においては次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

当社で保管している当該投信に対し、寄託の額に応じ
て共有権を取得すること

当該投信の新たな寄託または返還については、当該投
信を寄託している他のお客様と協議を要しないこと

- (2) 当社は、当該保管にかかる当該投信につき、保管料を申
し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

- (1) 前条の保管にかかる当該投信の果実は、お客様に代わっ
て当社が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、
原則としてその全額をもって決算日の価額により当該投信
を取得します。なお、この場合、取得の手数料は無料といた
します。
- (2) 当社は、お客様の申し出により、当該投信の果実につい
て、定期引出契約（以下「定期引出」といいます。）を締
結することができるものとします。この場合、前項にかか
わらず、お客様に代わって当社が受領した当該投信の果実
については、その全額より税金等を差引いた金額をお客様
の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3) 当社は、お客様の申し出により、前項の定期引出を停止
することができるものとします。この場合、当該投信の果実
は、第1項のとおり取り扱うことといたします。
- (4) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、
捺印しこれを取引店に提出することによって定期引出、も
しくは定期引出の停止を申し込むものといたします。

第7条（返還）

- (1) お客様は、いつでも当社を通じて自己の保有する当該投
信またはその果実の返還を請求することができます。ただ
し、当該投信の目論見書において返還の申込日に制限が設
けられている場合には、その目論見書の定めに従います。
- (2) 当社は、お客様から前項の返還の請求を受けたときにこ
れを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金
金額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。
- (3) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものと
します。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約
されるものといたします。

お客様から解約のお申し出があったとき

お客様の累積投資口座の残高が無くなった日から2年
を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該累積
投資口座において受益証券の買付が行われなかったとき
当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
受益証券が償還されたとき

- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準
じて保管中の当該投信およびその果実を返還いたします。

第9条（届出事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があ
ったときは、お客様は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、
当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた
損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従
うものとします。

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始さ
れた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な
事項を書面によってお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がさ
れた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事
項を書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場
合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、
前2号と同様にお届けください。

前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも
同様にお届けください。

前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任
を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、当該契約に基づいてお預りした金銭に対しては、
利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたし
ません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責
を負いません。

届出印の押印された所定の受領書と引換えに、当該契
約に基づく当該投信またはその果実を返還した場合
印影が届出印と相違するために当該契約に基づく当該
投信またはその果実を返還しなかった場合

天災地変その他不可抗力により、当該契約に基づく当
該投信の取得、もしくは当該投信またはその果実の返還
が遅延した場合

- (3) 当該契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以 上

投資信託約款規程集の変更内容

	変更前	変更後
旧 UFJ 信託銀行の約款規程集からの変更点	<p>【投資信託受益証券等に関する取引規程】 第4条（保護預り証券の範囲） この保護預りでは、証券取引法第2条第1項第7号及び同第7号の2に規定する次に掲げる証券（これらの証券を総称して「投資信託受益証券等」といいます。）をお預りします。ただし、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります（以下、本章の規程に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。）。</p> <p>① 投資信託の受益証券 ② 投資証券</p> <p>第17条（指定預金口座の確認） お客様が申込書その他当社所定の用紙により預金口座の指定を行ったときは、当社は速やかに「投資信託の『指定預金口座』のご確認のお願い」を送付します。お客様は記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。</p>	<p>【投資信託受益証券等に関する取引規程】 第4条（保護預り証券の範囲） この保護預りでは、証券取引法第2条第1項第7号及び同第7号の2に規定する次に掲げる証券（これらの証券を総称して「投資信託受益証券等」といいます。）のうち <u>当社</u>で取得されたものについてお預りします。ただし、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります（以下、本章の規程に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。）。</p> <p>① 投資信託の受益証券 ② 投資証券</p> <p>第17条（指定預金口座の確認） 削除</p>
旧三菱信託銀行の約款規程集からの変更点	<p>旧 UFJ 信託銀行の「投資信託約款規程集」と統一することにより、構成が以下の通り変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護預り規程 ・累積投資約款 ・特定口座約款 ・野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動けいぞく（累積）投資規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託受益証券等に関する取引規程 ・定期定額購入取引規程 ・野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動けいぞく(累積)投資規程 ・中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資規程 ・特定口座に係る上場株式等保管委託約款 ・自動けいぞく(累積)投資規程
	<p>※ 「保護預り規程」は「投資信託受益証券等に関する取引規程」に変更しております。 ※ 「累積投資約款」は「自動けいぞく（累積）投資規程」に変更しております。 ※ 「特定口座約款」は「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」に変更しております。 ※ 定期定額購入取引、中期国債ファンドの取扱い開始に伴い、「定期定額購入取引規程」、「中期国債ファンド自動けいぞく（累積）投資規程」を追加いたしました。 ※ 「野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動けいぞく(累積)投資規程」につきましては、変更はございません。</p>	